

平成29年 5月19日

前橋市長 山本 龍 様  
社会福祉法人 富士見会  
理事長 星野 好孝 様

監事 下田 政喜  
監事 関口 宏

## 監事監査報告書

私たち監事は、平成29年5月19日(金)特別養護老人ホームサンホームふじみ会議室に於いて、平成28年度の事業年度に関して、理事の業務執行及び社会福祉法人富士見会の財産の状況について監査致しました。その結果について、社会福祉法人富士見会定款第18条の規定により、下記の通り報告致します。

### 記

#### 1 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事長、施設長等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の証憑書類の調査を行い、平成28年度事業実績報告書及び同収支決算報告書につき検討致しました。

#### 2 監査の対象

- ・拠点区分→特別養護老人ホームサンホームふじみ  
(サービス区分) 富士見会法人本部  
特別養護老人ホームサンホームふじみ (併設ショートステイ含む)、  
ふじみ第1デイサービスセンター、ふじみ第2デイサービスセンター  
ふじみ居宅介護支援センター、地域包括支援ランチふじみ
- ・拠点区分→ 地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと  
(サービス区分) 地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと

#### 3 監査の結果

- (1) 事業実績報告書は、法令及び定款に従い、法人の運営の状況を正確に示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、財産目録、資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表の記載は、それぞれ合致しているものと認めます。
- (3) 財産目録、資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為、または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、法人本部と施設等に対して行った監査項目と監査結果については、「別紙1」、「別紙2」の通りです。

## 監査項目と監査結果（法人本部用）

監 査 項 目	適	否	否の内容（改善要点）
定 款	○		
役 員	○		
理 事 会	○		
評 議 員 会	○		
事 業 計 画	○		
当初・補正予算	○		
事 業 報 告	○		
決 算	○		
会 計 処 理	○		
資 産 管 理	○		
借 入 金 償 還	○		
職 員 採 用	○		
職 員 退 職	○		
寄 付 金	○		
そ の 他	○		

## 監査項目と監査結果（施設等用）

監 査 項 目	適	否	否の内容（改善要点）
就 業 規 則	○		
給 与 規 程	○		
その他の諸規程	○		
事 業 計 画	○		
当初・補正予算	○		
事 業 報 告	○		
決 算	○		
会 計 処 理	○		
資 産 管 理	○		
災 害 事 故 防 止	○		
入 所 者 処 遇	○		
所 持 金 管 理	○		
遺 留 金 品 引 継	○		
寄 付 金	○		
そ の 他	○		